

別紙 1

認定事務において教育事務所へ事前に協議すべき事項

<p><b>1 扶養手当</b> 鹿児島県職員の給与に関する条例等</p>	
<p>(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹の認定 (2) 心身に著しい障害がある者の認定 (3) 夫婦が共同で扶養している者を夫婦で分けて認定する場合</p>	<p>条例9条第2項</p>
<p><b>2 住居手当</b> 鹿児島県職員の住居手当支給規則, S50. 2. 24人第362号通知</p>	
<p>単身赴任手当を受給する配偶者のない職員で, 単身赴任手当支給要件に係る子が居住する住居のうち, 知事が人事委員会と協議して定める住居を認定しようとするとき</p>	<p>規則第4条の3 (通知第4条の3関係の5)</p>
<p><b>3 通勤手当</b> 鹿児島県職員の通勤手当支給規則, S33. 10. 16人第398号通知他</p>	
<p>(1) 特別急行列車等(高速自動車国道等の有料の道路を除く)を利用する場合で, 通勤事情の改善が「通勤時間が30分以上短縮されること」に相当するものと知事が人事委員会と協議して認めるもの</p>	<p>規則第11条第1号</p>
<p>(2) その他権衡上必要があると認められるものとして, 通勤事情の改善が通知の各号に掲げる事情により, 規則第9条及び第11条に相当するものと知事が人事委員会と協議して定める職員</p>	<p>規則第15条第3号 (通知第15条関係第1号~第4号)</p>
<p><b>4 単身赴任手当</b> 鹿児島県職員の単身赴任手当支給規則, H2. 4. 1人第1号の3通知等</p>	
<p>(1) 配偶者が職員と同居できないと認められるやむを得ない事情のうち, 規則及び通知で示された各号に類する事情</p>	<p>規則第2条第5号, (通知規則第2条関係第2項第8号)</p>
<p>(2) 配偶者のない職員で, 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が職員と同居できないと認められる事情のうち, 通知で示された教育施設在学等に類する事情</p>	<p>規則第5条第2項第3号(通知規則第5条関係第2項第2号)</p>
<p>(3) 異動等の日から3年以内に配偶者と別居することとなった配偶者のある職員で, 配偶者が職員と同居できないと認められるやむを得ない事情のうち, 通知で示された各号に類する事情</p>	<p>規則第5条第2項第4・6号 (通知規則第5条関係第3項第10号)</p>
<p>(4) 異動等の日から3年以内に満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった配偶者のない職員で, その子が職員と同居できないと認められる事情のうち, 通知で示された教育施設在学等に類する事情</p>	<p>規則第5条第2項第4・6号 (通知規則第5条関係第4項第2号)</p>
<p>(5) その他, 単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして知事が人事委員会と協議して定める職員</p>	<p>規則第5条第2項第8号(通知規則第5条関係第5項第5号)</p>

- ※ 1 協議の際は, 各所属において十分な審査を行った上で, 関係書類を添付し速やかに提出すること。
- 2 上記事項については, 協議に係る教育事務所の回答を受けた後, 各所属で認定の処理をすること。  
(協議に係る回答は関係書類とともに認定簿に添付しておくこと。)
- ※ 認定事務において, 認定されるかどうか疑義がある場合は, 教育事務所等に相談すること。

別紙2

認定事務に係る自主検査項目(参考)

区分	チェックする事項	結果	備考
共通する事項	1 支給額の算定及び支給を開始すべき月、又は終了すべき月の認定に誤りはないか。		
	2 手当認定に係る事実発生日(特に異動者及び新規採用者)に誤りはないか。		
	3 指定された証拠書類を確認し、届出を受理した後に、認定の処理をしているか。		
	4 事務所等との協議が必要な事項について、協議の後、認定の処理をしているか。		
	5 休職、育児休業等から復職又は復帰した者の手当に係る実情を確認しているか。		
	6 認定に係る給与電算報告が適正になされているか。又、支給の確認を行っているか。		
	7 認定簿等の保管は適正になされているか(証拠書類は添付されているか。)		
扶養手当	1 扶養親族の所得額は、年間130万円以上となっていないか。		
	2 特定期間に係る加算、又は年齢満了に伴う支給要件喪失等の処理が適正になされているか。		
	3 当該親族に係る扶養手当を他の者が受給していないことを確認しているか。		
	4 育児休業中の配偶者を扶養親族として認定する場合、所得額の把握等を含め適正に処理しているか。		
	5 扶養親族の受給権の調査を定期的実施しているか。		
	6 追給返納があった場合、期末勤勉手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、児童手当への影響についても確認しているか。		
住居手当	1 転居した場合の、終期、始期は適正に処理されているか。		
	2 親族から借り受けた住居を認定する場合、適正に処理しているか。		
	3 市町村等が教職員専用につくった住宅を認定していないか。		
	4 家賃に、敷金等に類する経費、光熱水費・駐車場代、共益費等が含まれていないか。		
	5 月中途の転居等に伴い家賃等を日割計算で支払っている場合、領収書等で確認しているか。		
	6 自動更新条項がない賃貸契約については、契約満了後の確認を行っているか。		
通勤手当	1 住所変更等に伴う通勤手当の認定がなされているか。		
	2 通勤手当に係る認定経路は適正か。 ・ 必要に応じ距離測定等がなされているか。 ・ 同一方向から来る職員の認定経路に矛盾はないか。 ・ 手当認定後、バイパス開通等による認定経路の変更はないか。		
	3 特別料金等の認定者については、毎月、領収等による確認がなされているか。		
	4 月の初日から末日までの全日数にわたって通勤しない場合、通勤手当は停止されているか。		
単身赴任手当	1 配偶者等と別居しているやむを得ない事情の確認が適正になされているか。		
	2 単身赴任手当を受給していた者が転入してきた場合の処理は適正になされているか。		
	3 配偶者と一時的に同居した場合、単身赴任手当は停止されているか。		
児童手当	1 職員の所得は限度額を超えていないか。 ・ 支給対象児童の区分に誤りはないか。 ・ 適切に所得控除がなされているか。毎年現況を確認しているか。		
	2 夫婦共同で養育している場合、いずれか一方に支給しているか。		
	3 職権による切替の処理は適正になされているか。		
	4 年齢満了に伴う減額・消滅の処理が適正になされているか。		
	5 児童手当の受給者が退職等した場合、支給事由消滅の決定を行っているか。		
	6 認定通知書等を請求者へ送付しているか。		